

泡消火装置の検査方法の明確化に関する事項

改正規則等

鋼船規則 R 編

鋼船規則検査要領 B 編及び R 編

改正理由

2016 年 5 月に開催された IMO 第 96 回海上安全委員会（MSC96）において、ヘリコプタ甲板及びヘリコプタ着船場所の泡消火装置の仕様等を規定する火災安全設備コード（FSS コード）17 章が決議 MSC.403(96)として採択され、これを強制化する SOLAS 条約の改正が MSC.404(96)として採択された。本改正内容については、既に本会規則に取り込み済みである。

上記ヘリコプタ甲板及びヘリコプタ着船場所の泡消火装置を含めた泡消火装置全般について、FSS コード及び SOLAS 条約に当該装置を搭載の際の検査要件の記載はないが、国土交通省検査の方法等を参考に当該検査要件を検査要領 B 編に定めている。ただし、高膨脹泡消火装置に限り、FSS コード 6 章に規定されており当該要件は規則 R 編 26 章に取り込み済みである。

今般、業界要望を受けて検査内容の明確化及び検査の方法の合理化等に対応するため、国土交通省船舶検査の方法が一部改正された。

船舶検査の方法の一部改正を参考に関連規定を改める。

改正内容

- (1) 入級検査時に本船上で泡消火装置の泡の放出試験を実施しない場合の条件を明確にした。
- (2) 日本籍船のヘリコプタ甲板及びヘリコプタ着船場所の泡消火装置のホースリール泡ステーションは、船舶安全法の規定に基づくものとするを明確にした。

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

R 編 防火構造，脱出設備及び消火設備

26 章 固定式泡消火装置

26.3 固定式高膨脹泡消火装置

26.3.5 設置後の試験要件

-3.として次の1項を加える。

-3. 泡の放出試験を行い，その効力を確認する。ただし，本会が適当と認める場合にはこの限りでない。

37 章 ヘリコプタ施設の泡消火装置

37.2 定義

37.2.6 を次のように改める。

37.2.6 ホースリール泡ステーション

「ホースリール泡ステーション」とは，発泡ノズル及び折りたたみ式でないホースが，固定式泡プロポーション及び固定式泡原液タンクと共通の枠組みに取り付けられたものをいう。「ホースリール泡ステーション」は，本会が適当と認めるものであること。

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

B 編 船級検査

B2 登録検査

B2.1 製造中登録検査

B2.1.4 工事の検査

-4.を次のように改める。

-4. 規則 B 編 2.1.4-1.(8)にいう消火設備の検査においては、次のことを行う。ただし、船内において、性能の確認が容易でないと認められる場合には、製造工場における本会検査員による検査に代えることができる。

((1)から(2)は省略)

(3) 消火装置、火災探知装置及び手動火災警報装置

((a)から(b)は省略)

(c) 固定式泡消火装置、固定式高膨脹泡消火装置及び、固定式甲板泡装置及びヘリコプタ甲板及びヘリコプタ着船場所の泡消火装置（ヘリコプタ着船場所に備える持運び式泡放射器を除く。）

i) 固定式甲板泡装置及び、固定式泡消火装置及びヘリコプタ甲板及びヘリコプタ着船場所の泡消火装置（ヘリコプタ着船場所に備える持運び式泡放射器を除く。）

1) 送水管の通水試験を行い、その効力を確認する。

2) 泡の放出試験を行い、その効力を確認する。ただし、次の a)から c)のいずれかに該当する場合にはこの限りでない。

a) 船舶安全法第六条第3項（予備検査）又は第六条の四第1項（型式承認）の規定に基づく検査又は検定に合格したもの

b) 一般財団法人日本舶用品検定協会の行う検定に合格したもの

c) 前(1)及び(2)に掲げるものと同等の効力があると認められるもの

ii) 固定式高膨脹泡消火装置

規則 R 編 26.3.5 及び検査要領 R 26.3.5 に規定される試験を行い、その効力を確認する。

((d)から(j)は省略)

~~(k) ヘリコプタ甲板及びヘリコプタ着船場所の泡消火装置（ヘリコプタ着船場所に備える持運び式泡放射器を除く。）~~

~~i) 送水管の通水試験を行い、その効力を確認する。~~

~~ii) 泡の放出試験を行い、その効力を確認する。次の 1)及び 2)に掲げる事項を確認できる場合は、泡を放出することを要しない。~~

~~1) 海水と泡原液が適当な比率で混合されることを確認する。~~

~~2) 前 i)に規定する試験を行い、流体が放出口から放出できることを確認する。~~

R 編 防火構造，脱出設備及び消火設備

R26 固定式泡消火装置

R26.3 固定式高膨脹泡消火装置

R26.3.5 として次の 1 条を加える。

R26.3.5 設置後の試験要件

規則 R 編 26.3.5-3.にいう「本会が適当と認める場合」とは固定式高膨脹泡消火装置が，次の(1)から(3)のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 船舶安全法第六条第 3 項（予備検査）又は第六条の四第 1 項（型式承認）の規定に基づく検査又は検定に合格したもの
- (2) 一般財団法人日本舶用品検定協会の行う検定に合格したもの
- (3) 前(1)及び(2)に掲げるものと同等の効力があると認められるもの

R37 ヘリコプタ施設の泡消火装置

R37.2 として次の 1 節を加える。

R37.2 定義

規則 R 編 37.2.6 で規定する本会が適当と認めるものとは，次の(1)から(3)のいずれかに該当するものとする。

- (1) 船舶安全法第六条第 3 項（予備検査）又は第六条の四第 1 項（型式承認）の規定に基づく検査又は検定に合格したもの
- (2) 一般財団法人日本舶用品検定協会の行う検定に合格したもの
- (3) 前(1)及び(2)に掲げるものと同等の効力があると認められるもの

R37.3 工学的仕様

R37.3.7 を次のように改める。

R37.3.7 ホースリール，モニタ及び甲板一体型泡ノズルの性能

規則 R 編 37.3.7-2.の適用上，「甲板一体型泡ノズル」は，~~次~~BS EN 13565-1:2003+A1:2007の基準を参照することができる。

- ~~(1) — BS EN 13565-1:2003+A1:2007~~
- ~~(2) — 主管庁が適当と認める基準~~